

瀬戸谷屋内競技場使用料

(1) 射場使用料（1人につき）

使用区分		使用時間		9時～17時	18時～21時	13時～21時	9時～21時
		9時～12時	13時～17時				
50メートル射場	生徒・学生	円 640	円 860	円 1,500	円 640	円 1,500	円 2,140
	一般	1,290	1,730	3,020	1,290	3,020	4,310
10メートル射場 (紙標的)	生徒・学生	150	210	360	150	360	530
	一般	310	420	730	310	730	1,080
10メートル射場 (電子標的)	生徒・学生	350	470	820	350	820	1,170
	一般	700	950	1,650	700	1,650	2,350
ビームラiful	児童・生徒・学生	210	270	480	210	480	690
	一般	420	560	980	420	980	1,400

備考

- 1 「児童」とは、幼児（満3歳以上）及び小学校児童をいう。
- 2 「生徒」とは、中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 3 「学生」とは、大学及び短期大学の学生をいう。
- 4 「一般」とは、一般社会人をいう。
- 5 25人以上で使用する場合の使用料は、当該使用料の20%に相当する額を減額する。

(2) 射場多目的利用使用料

使用区分		使用時間		9時～12時	13時 ～17時	9時～17時	18時 ～21時	13時 ～21時	9時～21時
		円	円	円	円	円	円	円	
全面	児童・生徒	3,900	5,210	9,110	3,900	9,110	13,010		
	一般・学生	7,820	10,430	18,260	7,820	18,250	26,070		
3分の 2面	児童・生徒	2,600	3,470	6,070	2,600	6,070	8,670		
	一般・学生	5,210	6,950	12,160	5,210	12,160	17,370		
2分の 1面	児童・生徒	1,950	2,600	4,550	1,950	4,550	6,500		
	一般・学生	3,900	5,210	9,110	3,900	9,110	13,010		
3分の 1面	児童・生徒	1,290	1,730	3,020	1,290	3,020	4,310		
	一般・学生	2,600	3,470	6,070	2,600	6,070	8,670		

備考

- 1 「児童・生徒」とは、幼児（満3歳以上）、小学校児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 2 「一般・学生」とは、一般社会人、大学及び短期大学の学生をいう。
- 3 施設を商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、使用料を2倍とする。
- 4 使用する者の区分が二つにまたがるときは、一般・学生の区分とする。ただし、講習会等で主たる利用者が児童・生徒の場合はこの限りでない。
- 5 使用のための準備及び現状回復のための時間は、使用時間に含む。

(3) 会議室使用料

会議室	使用時間		13時	18時	13時	9時～21時
	9時～12時	13時～17時	9時～17時	～21時	～21時	
会議室(1)	円 310	円 420	円 730	円 310	円 730	円 1,040
会議室(2)	310	420	730	310	730	1,040

備考 会議室を商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、使用料を2倍とする。

(4) テニスコート使用料

使用区分	使用時間	9時～12時	13時～17時	9時～17時
		円	円	円
テニスコート1面	児童・生徒	970	1,290	2,260
	一般・学生	1,950	2,600	4,550
テニスコート2面	児童・生徒	1,940	2,600	4,540
	一般・学生	3,900	5,210	9,110

備考

- 1 「児童・生徒」とは、幼児（満3歳以上）、小学校児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 2 「一般・学生」とは、一般社会人、大学及び短期大学の学生をいう。
- 3 施設を商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、使用料を2倍とする。
- 4 使用する者の区分が二つにまたがるときは、一般・学生の区分とする。ただし、講習会等で主たる利用者が児童・生徒の場合はこの限りでない。
- 5 使用のための準備及び現状回復のための時間は、使用時間に含む。